厚生労働大臣が定める掲示事項

●管理者 横田 開人

●保険医療機関

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

●指定医療機関

生活保護法指定医療機関　指定難病医療機関　労災保険指定医療機関

●近畿厚生局への届出事項

<基本診療料の施設基準等>

・電子的診療情報連携体制整備加算 3

・短期滞在手術等基本料 1

<特掲診療料の施設基準等>

・緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）

・緑内障手術（濾過胞再建術（needle 法））

・硝子体茎顕微鏡下離断術

・顔面神経麻痺形成手術

・コンタクトレンズ検査料 1

・酸素単価

・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

＜選定療養に係る届出＞

・多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術

●コンタクト診療に関するお知らせ

当院は、「コンタクトレンズ検査料１」の施設基準に適合しているため、近畿厚生局に届け出を行っています。

１．初診料および再診料

コンタクトレンズ装用目的として、当院にはじめて受診した方は初診料 291 点を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は再診料 76 点を算定します。

２．コンタクトレンズ装用を目的に眼科学的検査を行った場合は 200 点を算定します。

※厚生労働省が定める疾病（円錐角膜、網膜硝子体疾患、緑内障、視神経疾患、白内障手術などの内眼手術前後、治療目的としたコンタクトレンズ装用など）の診療に関しては、コンタクトレンズ検査料ではなく、通常の眼科学的検査料を算定します。

＜電子的診療情報連携体制整備加算について＞

・オンライン請求を行っています。
・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
・オンライン資格確認により取得した診療情報を、診察室で閲覧または活用できる体制を有しています。
・マイナンバーカードの健康保険利用について、お声掛けなど案内を行っています。
・マイナポータルの医療情報に基づき、患者様からの健康管理に係る相談に応じ、十分な情報を取得、活用して診療を行っています。
・診療報酬明細書を患者様に無償で交付しています。

＜一般名処方加算について＞

当院では後発医薬品の使用促進をはかるとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

＜保険外負担に関する事項＞

当院では証明書・診断書などにつきまして、実費のご負担をお願いしております。

1） 診断書・証明書料

一律 5500 円（税込）

2）選定療養

当院は厚生労働大臣の定める施設基準に適合する病院として下記の選定療養を実施しています。

多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術

保険診療自己負担分＋片眼 330000 円（税込）～

3）その他

もし健康保険適応外費用が必要となる場合は事前にその旨を説明します。

＜短期滞在手術等基本料１について＞

白内障手術等の日帰り手術に関して、術後の患者の回復のために適切な専用の病床ならびに看護師の配置など、行政が求めている適正な施設基準を満たしていると届出し受理されています。

<院内掲示が義務付けられている手術件数>

令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日

硝子体茎顕微鏡下離断術（網膜付着組織を含む）	28 件
硝子体茎顕微鏡下離断術（その他）	6 件
顔面神経麻痺形成手術	4 件